

## 佐賀県障害児安全安心対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、障害児通所支援事業所が子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として、予算の範囲内において佐賀県障害児安全安心対策事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年3月31日佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「障害児通所支援事業所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき知事が指定した児童発達支援センター、児童発達支援事業所をいう。

### (対象の事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、障害児安全安心対策事業実施要綱（令和7年2月26日こ支障第29号）に基づく次の各号に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(1) ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入する事業とする。

(2) 登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入する事業とする。

### (補助事業者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、第2条に定める障害児通所支援事業所を運営する事業者とする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の号のいずれかにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自らの法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率等)

第5条 各補助対象事業における補助対象経費、基準額及び補助率は別表のとおりとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

- 2 補助金の交付額は、別表の第1欄に掲げる事業ごとに、同表の第3欄に定める基準額と同表の第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と同表第4欄の補助率を乗じて得た額とする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付決定前着手の承認申請)

第7条 補助事業者がやむを得ない事由により前条の規定による交付の決定を受けないで、補助事業に着手しようとする場合の交付決定前着手承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (3) 補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
  - (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
  - (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
  - (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には様式第3号により速やかに、知事へ報告すること。
  - (11) 前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除額を県に返還しなければならない。
  - (12) 補助事業者が、第1号から第11号までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 2 前項第3号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第4号のとおりとする。
  - 3 第1項第4号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、様式第5号のとおりとする。

#### （状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し、知事の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

#### （実績報告）

第10条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第6号とする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、本事業の完了した日から1か月以内（本事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は令和8年2月末日のいずれか早い日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

#### （額の確定等）

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書を受理した場合には、当該報告書の審査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第12条 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、規則第14条第1項の規定に基づき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

(補助金の交付)

第13条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第7号のとおりとする。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、規則第16条の規定に基づき、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他の補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 補助事業者が第4条第2項及び第3項に該当すると判明したときは前項の規定を準用する。

3 前項の規定は、規則第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付決定した補助金については、同日後もその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和7年11月27日から施行する。

2 この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付決定した補助金については、同日後もその効力を有する。

別表（第3条及び第5条関係）

第1欄 (補助対象事業)	第2欄 (補助対象経費)	第3欄 (基準額)	第4欄 (補助率)
(1) ICTを活用した子どもの見守り支援事業	ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費	1事業所あたり 200千円	4/5
(2) 登降園管理システム支援事業	登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費	①端末購入を行わない場合 1事業所あたり 200千円  ②端末購入を行う場合 1事業所あたり 700千円	4/5

※1 (1)の事業については、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

※2 (1)の事業の対象となる機器については、GPSやBLE(Bluetooth Low Energy)により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。